

避難所開設・運営マニュアル

(感染症対策編)

令和5年8月
舞鶴市

本マニュアルを、「避難所開設・運営マニュアル」に加え、感染症対策を徹底する。

1 避難所の過密状態防止

- ① 避難所の過密状態を防止するため、状況に応じ、随時避難所の確保について検討する。
- ② 可能な場合は、安全な親戚や友人宅等への避難、療養者によっては自宅の二階への避難等を検討するよう周知する。

2 避難所でのスペースの確保

(1) 避難スペースの区画割り

- ① 避難所におけるスペース確保のため、学校における教室の活用等、避難所として使用できるスペースを最大限確保するよう努める。
- ② 避難者間で、概ね2m以上の間隔が確保できるようレイアウトを検討する。
- ③ 定期的な換気ができるよう、ドアなどの前に物資を置かない。
- ④ 発熱や咳等、感染症の疑いがある者(以下、「発熱等体調不良者」という。)のために別の発熱等体調不良者専用避難スペース(※1)やトイレを確保し、一般の避難者とはゾーン、動線を分けるよう努める。

3 避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底

(1) 避難所の開設

- ① 感染症予防のため、避難者は自身の判断でマスク装着。高齢者等重症化リスクが高い人が多い場合はマスク着用を推奨する。
- ② 咳エチケット、うがい、手洗い等の基本的な感染症対策を推奨する。
- ③ 避難所を開設し、避難者を受け入れる際、健康チェックシートの記入を案内。
- ④ 健康チェックシートにおいて、発熱があると申告する人に対してのみ、検温を実施する。
- ⑤ 消毒液を避難所の出入口等に設置し、避難者自身の判断で、手指の消毒を行う。

(2) 避難者の誘導

- ① 避難者を誘導する際、避難者の年齢や要配慮者等により、スペースを割りあてて誘導する。(避難者間で、概ね2m以上確保)
- ② 受付時の健康チェックシートの結果により、37.5度以上の発熱等体調不良者は、別の発熱等体調不良者専用避難スペース(※1)に誘導する。また、37.5度以下であっても体調不良で感染症の自覚症状があり、自身の判断で希望する者も発熱等体調不良者専用避難スペース(※1)に誘導する。

- ③ 新型コロナウイルス等の感染症の症状がある者(以下、「感染者」という。)は、発熱等体調不良者専用スペース以外の別スペースで扱う。避難所に別のスペースがない場合は、発熱等体調不良者専用スペースにパーティションで区分をする。(以下、「感染者スペース」という。)
- ④ 感染者を誘導する際は、接触感染予防のため、マスクの他に手袋、フェイスシールド等の目の防護、長袖ガウンを準備しているため、自身の判断で使用する。(接触して介助する場合、防護対策を推奨。)

(3) 避難所の運営

- ① 避難所が三密にならないよう注意を払うとともに、適宜、換気を行う。
(1時間に2回程度)
- ② 避難者で体調不良となった者がいないか、避難者に注意を払うとともに、随時状況を観察しておく。
- ③ 避難所施設の定期的な清掃、消毒を実施する。
- ④ 感染者の介助をする際は、マスクの他に手袋、フェイスシールド等の目の防護、長袖ガウンを推奨する。

4 避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力を要請

- ① 避難の際には、食料、飲料水等を可能な限り持参する。
- ② 感染者は申し出ていただく。
- ③ 咳エチケット、うがい、手洗い等の基本的な感染症対策を推奨する。
- ④ 発熱、咳等の体調がすぐれない場合は、速やかに避難所スタッフに報告する。

5 感染が疑われる避難者等への適切な対応

(1) 避難所で発熱等体調不良となった場合

- ① 避難者が避難場所において体調不良となった場合、検温を実施する。検温の結果により37.5度以上の者は、発熱等体調不良者専用避難スペース(※1)に誘導する。
- ② 発熱体調不良者等が出た場合、症状等を福祉企画課に連絡し、必要に応じて保健師へ相談の上、対応する。
- ③ 発熱等体調不良者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

(2) 自宅療養等を行っている感染者の対応

自宅療養等を行っている感染及び感染者との濃厚接触者(以下「感染者等」という。)の避難は、原則として、避難所で受け入れを行う。

- ① 避難を行う場合は、受付で申し出を行うよう周知徹底する。
- ② 感染者等であることの申し出があった場合、感染者へ感染者スペースに受け

入れることを説明の上、誘導等の対応を行う。発熱等体調不良でない濃厚接触者は、自身の判断で感染者スペースへ受け入れる。受け入れを行った旨、福祉企画課へ報告するとともに、接触部分の消毒を行う。

- ③ 定期的に状況確認を行い、急激な変化が見られる場合は、福祉企画課に連絡し、必要に応じて保健師へ相談の上、対応する。

6 その他

(1) 避難所閉鎖時の対応

- ① 感染者の利用後の対応については、居室内の家具・備品の消毒及び十分な換気を行う。
- ② 清掃・消毒の際は、手袋、マスク、フェイスシールド等の目の防護、長袖ガウンを準備しているため、自身の判断で使用する。

(※1) 避難スペースについては、施設ごとに施設管理者と調整する。

舞鶴市字北吸1044番地

舞鶴市市長公室危機管理室危機管理・防災課

TEL：0773 (66) 1089

FAX：0773 (64) 7688

舞鶴市健康・子ども部健康づくり課

TEL：0773 (65) 0065

FAX：0773 (62) 0551

舞鶴市福祉部福祉企画課

TEL：0773 (66) 1011

FAX：0773 (62) 9891

感染症対策に係る避難所開設・運営フロー

【避難所開設】

- 避難所到着後、市へ到着報告
(福祉企画課 66-1011)
- 避難スペースの確認(要配慮者、子ども、発熱・咳等の症状の方等)
- 避難所運営記録の作成開始

【避難所の運営、避難者の受入】

- 避難者の受付 ⇒ 健康チェックシート記入、発熱等体調不良者の検温や手指消毒等
- 発熱等体調不良者 ⇒ 発熱等体調不良専用スペースへ(※1)
- 感染者等 ⇒ 別の感染者専用スペースへ(※2)
- 咳エチケット・うがい・手洗いの基本的な感染症対策推奨
- 避難スペースへの誘導
- 避難者名簿を作成
- 避難者について、市へ報告

【発熱等体調不良の症状なし】

- 感染防止対策に係る注意事項の推奨
(換気・距離・会話ルール等)

体調不良者

発熱等体調不良専用
スペース(※1)

感染症専用スペース
(※2)

【発熱等体調不良 の症状あり】

- 体調不良者

【感染症の症状あり】

- 感染者
- 濃厚接触者(自身の判断による)

【避難所の閉鎖】

- 災害対策(警戒)本部が決定
- 市から施設管理者へ閉鎖報告
- 避難所の片づけ
- 避難スペースの消毒を実施
- 完全閉鎖した旨の市へ報告
- 帰庁後、福祉企画課へ報告